

公害防止管理者等の資格

公害防止統括者 (常時使用する従業員 数が 21 人以上の場合)	特定工場においてその事業の実施を統括管理する者として、 公害防止統括者及びその代理者を選任しなければなりません。※資格不要					
公害防止主任管理者 (排出ガス量が 4 万 m ³ / h 以上かつ排出水量 が 1 万 m ³ /日以上の工 場)	公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する 者として公害防止主任管理者及びその代理者を選任し なければなりません。※資格要			選任すべき者		
				(1) 公害防止主任管理者 (2) 大気第 1 or 3 種 かつ 水質第 1 or 3 種		
公害防止管理者	特定工場においては施設の区分ごとに公害防止管理者 及びその代理者を選任しなければなりません。※資格要					
		施設	要件		公害防止 管理者の種類	有資格者の種類
	大気 関係	有害物質を排出する ばい煙発生施設 (注 1)	総排出 ガス量 (注 3)	40,000 m ³ /h 以上	大気第 1 種	大気第 1 種
				40,000 m ³ /h 未満	大気第 2 種	大気第 1, 2 種
		上記以外の ばい煙発生施設 (注 2)		40,000 m ³ /h 以上	大気第 3 種	大気第 1, 3 種
				10,000 m ³ /h 以上～ 40,000 m ³ /h 未満	大気第 4 種	大気第 1, 2, 3, 4 種
	水質 関係	有害物質を排出する 汚水等排出施設 (注4)	総排出 水量 (注 6)	10,000 m ³ /日以上	水質第 1 種	水質第 1 種
				(1)10,000 m ³ /日未満 (2)特定地下浸透水 を浸透させている工 場	水質第 2 種	水質第 1, 2 種
		上記以外の 汚水等排出施設 (注5)		10,000 m ³ /日以上	水質第 3 種	水質第 1, 3 種
				1,000 m ³ /日以上～ 10,000 m ³ /日未満	水質第 4 種	水質第 1, 2, 3, 4 種
	特定 粉 じん 関係	特定粉じん発生施設	大気汚染防止法施行令 別表第 2 の 2 に掲げる全ての施設		特定粉じん	大気 1, 2, 3, 4 種 or 特定粉じん関係
	一般 粉 じん 関係	一般粉じん発生施設	大気汚染防止法施行令 別表第 2 に掲げる全ての施設		一般粉じん	大気 1, 2, 3, 4 種 or 特定粉じん or 一般粉じん
	ダイ オキ シン 類 関係	ダイオキシン類 発生施設	ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第 1 の第 1 号から第 4 号、 同別表第 2 の第 1 号から第 14 号に掲 げる施設		ダイオキシン類	ダイオキシン類
	騒 音 関係	騒音発生施設	機械プレス呼び加圧能力 980kN 以上、 鋳造機 1 t 以上のハンマー		騒音	騒音 騒音・振動
	振 動 関係	振動発生施設	液圧プレス呼び加圧能力 2,941kN 以上、 機械プレス呼び加圧能力 980kN 以上、 鋳造機 1 t 以上のハンマー		振動	振動 騒音・振動

(注1) : 大気汚染防止法施行令別表第1の9の項に掲げるばい煙発生施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）または同表の14の項から26の項までに掲げるばい煙発生施設

(注2) : 大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設で、13の項の廃棄物焼却炉を除く施設

(注3) : 排出ガス量は個々のばい煙発生施設の最大排出ガス量（湿り）の合計

(注4) : 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1に掲げる施設

(注5) : 水質汚濁防止法施行令別表第1第2号～第59号、第61号～第63号、第63号の2、第64号、第65～第66号の2、第71号の5及び第71号の6に掲げる施設

(注6) : 総排出水量は特定工場から排出される平均的な排出水量